

第十六部

第一回 参議院財政及び金融委員会會議録第四号

付託事件

○國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○生命保険中央金及び損害保険中央金の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律案(内閣送付)

昭和二十二年七月十一日(金曜日)午後一時五十七分開会

本日の会議に付した事件

○國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

○財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案

○造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

○委員長(黒田英雄君) それではこれから委員会を開会いたします。本日はまず予備審査のために、付託になつております財産税と収入金特別会計法の一部を改正する法律案、これにつきまして政府の説明を聞きたいと思つておるの、差支えあるやうであります。所管の主計局長が会議の方へ参つておるので、差支えあるやうであります。法務局長の石原君が見えておるの、政府委員でないの、であります。説明員として石原君から説明することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

○説明員(石原周夫君) それでは財産税等収入金特別会計法の改正の法律案につきましてその趣旨を申し上げます。先づ逐條的に申上げた方がよろしいと思つて、第一が「第一條の第二項」でございます。「政府特殊借入金」を自作農創設特別措置法に基いて國の發行する証券を除き政府特殊借入金に改める。今日御手許に財産税等特別会計法の案を差上げてございますから、それと比べてなつて御覽を願ひたいと思つて、この趣旨は、自作農創設特別措置法に基きまして農地証券を買収したとして農地証券を出すことに相成つておる。それで從來は農地証券は物納の種目に入つておりません。それからこの立法の当初におきましては財産税等は現物で物納に相成つた。さもないれば農地調整法の自作農創設特別措置法の方で買収せられるということと、農地証券が渡されまして、それが物納になるというところは当時予想いたされなかつたのであります。その後の實際の状況に鑑みまして、農地証券も物納として取ることにいたしました。非常に不便な場合があるというのとに相成りましたので、近く大蔵省令を改正いたしまして、農地証券を受入れることができることとなる等であり、それが税と税の兼ね合はせまして、農地証券が物納で入るわけであり、第一條の二項の中に「政府特殊借入金」という言葉を今のよう訂正いたしました。

たのは、第一條で御覽になりますように、國債はここに言いますところのこの會計の所屬財産でないの、であり、ここでも入りました國債はその償還に、國債整理基金特別会計に入りまして、そこで公債として償却をされてしまふわけであり、そこで國債といふことから考えますと農地証券といふものは特別な規定をいたしません限り当然國債で入ります。その場合におきましては財産税等収入金特別会計法の第三條に御覽になりますように、償還に國債整理基金特別会計に入つてしまふ。それを避けますために、この第一條第二項におきまして、國債という言葉を今度農地証券を除くといふこと、従いまして、これは第一條の意味におきます物納と相成りますので、後程申上げますが、これを第一條の「償還金等」といふ言葉を使ひ合ひにいたしまして、その借入金を出します元本に相成つておるといふことになるのであります。これが第一條の修正の趣旨であります。

第二番目は、第二條の第一項の中で「処分による収入金」という下に「証券の償還金等を含む」といふ言葉を入れたわけであり、これは今申上げた農地証券といふものがこの會計に属することに相成りますので、從來はこの物納財産として入りましたもの、それを処分いたしましたその収入金が歳入となる、即ち今申上げております修正の問題は第二條でござい、第二條は歳入歳出を規定しておりますのであります。その歳入の規定の

中に、財産の処分による収入金といふものがあつたのであります。農地証券であります。これを賣却いたすといふことは余り考えられないのであります。それから、これが將來元金の償還に相成るといふところで、初めてこの會計の將來の財源であるといふ意味で「証券の償還金等を含む」といふことになり、たゞここで証券といふのであります。ただここで証券といふ限り意味の言葉を使ひましたのは、実はこの條文がいささか不十分な点がありまして、農地証券以外にも社債とか公債とかさういふような証券類があるわけであり、さういふものにつきましても、公債を処分いたしてその収入金に代るといふこともあるわけであり、農地証券に限りません。証券といふ言葉を使つたのであります。次に「償還金等」といふ言葉を使ひましたのは、物納の株式が入つて参つた場合におきまして、場合によりましては、株式の処分をしまし、残余財産の分配を受けるということもあり得るといふような意味を以ちまして、「証券の償還金等を含む」といふ表現にしたのであります。

次は、第四條の第三項に「物納財産の処分による収入金」とありますのを、「物納財産の処分による収入金(証券の償還金等を含む)」の点は今申上げましたことを重ねていたしたわけであり、それから延納許可額について納付のあつた収入金、実は「延納許可額について納付のあつた収入金」とい

う言葉は、別に農地証券に關係はないのであります。延納許可につきまして……これは第四條の、或いは先に頭を申上げた方が早いと思つて、第四條は、今問題第二項でござい、第一項の方で、物納その他の財産と税を合はせまして公債を發行いたすのであります。従つて、見合ひとなつておる財産を処分いたしました場合には、當然その公債借入金の償還に当てる時に充たしたべき筋合であります。ところが第四條第二項の趣旨であります。それが第四條の第一項におきましては、延納許可額といふものは公債或いは借入金の見合ひ財産になつておりますから、延納許可に基きまして、後にその延納に基くところに収入金があり、その場合には、これは公債借入金の償還に充たすべき筋合であります。これもこの前に作り出したものの、言ひ足りない点を附加した意味であります。それからその後の「譲受財産の処分による収入金」という下に「証券の償還金等を含む」といふことを加えましたのは、先程申上げたのと全然同趣旨でございまして、譲受財産の中にも農地証券といふものがあり得るわけであり、それ以外に証券もござい、さういふこと、調子を合せたのであります。次に、第七條の第一項は、これは完全なる字句の修正でございまして、新財政法によりまして、総予算という言葉をいまして、一般會計の予算と

第十六部

財政及び金融委員会會議録 第四号 昭和二十二年七月十一日

〔参議院〕

しなければならんというよりな結論に到達いたしたのであります。従いまして只今政務次官からお話の如く、この國民貯蓄組合というものが、戦時中の如く官製的なものでなく、その地域或

いは職域におきまする盛り上げるものを、貯蓄意欲ということから出発されるものでありまして、さような線の貯蓄ということができるようになりますれば、これは國民貯蓄生活、それから又國民耐乏生活、かような観点から見まして、裨益するところが極めて多からうと見ておるのであります。ちよつと一言附け加えまして申上げました。

○委員長(黒田英雄君) それでは、次に、造幣局特別會計法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明願います。

○政府委員（小坂善太郎君） 造幣局特別會計法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

貴金屬の配給業務に關しましては、從來日本金屬株式會社が取扱つていたものであります。が、本年の四月私的独占の禁止、及び公正取引の確保に關する法律の制定に伴ひまして、民間機關にこの種の業務を担当せしめることは、同法制定の趣旨に鑑みまして不適當と認め、今回造幣局において貴金屬の配給業務を行うことにいたしました。かように存するものであります。これのために造幣局特別會計法を改正いたしましたして、貴金屬の配給に關する收入及び費用を同會計の所屬といたしましたと共に、配給業務の遂行上、必要がある場合には一時借入金の借入又は融通証券の發行をなし得ることとする必要があるのであります。

以上の理由によりまして本法律案を提出いたします次第でございますが、本案提出の節は速かに御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(黒田英雄君) 予備審査のためこの三案につきましての説明は済みましたんですが、なにか資料の御要求があれば今お話願つて置いた方が、今度本当に審査しますまでに準備して戴くのには都合がいいかと思ひますが、御都合があればお申出を願ひたいと思ひます。

別に只今ございせんければ、後から又出して戴いても結構でございます。

それからこの財産税関係の分は、今度本会議が開かれますれば、なるべく早い機会に上程することを政府も希望しておられますし、又この法律の結果といたしまして、早くないと困る事情もあるように思ふのでありますから、本会議が開かれるようになりましたならば、なるべく最初の機会に上程したいと思ひますので、今のところ委員会を二十四日に開きたいと思つておりますから、さようにどうぞお含み置きを

願いたいと思います。衆議院の方は明日開くようであります。二十四日に本会議は午前十時から開きたいと思ひますから、どうぞお含み置きをお願いしたいと思います。

本日はこれで散会いたしたいと思ひますが、御異議はありませんでつか。

○下條康馨君 委員長、二十四日之間に合うのですか。

○委員長(黒田英雄君) 一つ速記を止めて下さい。

速記中止

○委員
て。そ
します。
出席
七月十
の事件
一、
央

午後二時四十四分散会
者は左の通り。

波多野 鼎君

委員

波多野 鼎君
岩木 哲夫君
伊藤 保平君
伊藤 修君

政府委員

大藏政務次官 小坂善太郎君

大藏事務官
(主税局長)
前尾繁三郎君

大藏事務官
富田
世夫

説明員

石原 周夫君

七月十日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

一、生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務

の承継等に関する法律案（予第七号）

生命保險中央會及び損害保險中央會の保險業務に関する權利義務の承継等に関する法律案

第一條 この法律施行の際生命保險中央会がその保險業務に關し有する權利義務は、その日において、主務大臣の指示するところに従い、協榮生命保險株式会社が、これを承継する。

協榮生命保險株式會社が前項の規定により權利義務を承継した場合においては、主務大臣の定める日までは、前に生命保險中央會の旧勘定（金融機關整理應急措置法第一條第一項の規定により設けられた旧勘定をいう。）に属していた保險契約については、債務の弁済、契約の解除、保險金額の減少その他の條件の変更又は当該保險契約に基く貸付は、これをなすことができない。

第二條 協榮生命保險株式會社が前條第一項の規定により生命保險中、中央會から承継した旧戰爭死亡傷殘保險法による保險契約及び生命保險における戰爭危險（戰爭その他の變亂に因る死亡をいう。以下同じ。）の再保險契約に関する權利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、協榮生命保險株式會社に對し、その損失を補償する。

協榮生命保険株式会社は、前項の業務に因り利益を得たときは、その利益金を政府に納付しなげばならない。

前三項の場合において、損失及び利益を決定する基準その他損失の補償及び利益金の納付に關し必要な事項は、主務大臣がこれを定める。

中央会がその保険業務に關し有する權利義務は、その日において、主務大臣の指示するところに従い、東亜火災海上保險株式会社がこれを承継する。

が前條の規定により損害保險中央
會から承継した權利義務に係る義
務に因り損失を蒙つたときは、政
府は、東亜火災海上保險株式會社
に對し、その損失を補償する。

東亞火災海上株式會社は、前項の業務に因り利益を得たときは、その利益金を政府に納付しなければならぬ。

前二項の規定は、金融機關再建整備法第二十六條第三項、第四十條第一項又第四十一條第一項各條を讀み、

しくは第二項の規定により東亜火災海上保険株式会社から第一項の業務に関する権利義務を承継した保険会社に、これを準用する。

第二條第三項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第五條 協榮生命保險株式會社は、
旧戦争死亡傷害保險法による保險
に関する業務に基く收支、生命保
險における戦争危險の再保險に関

する業務に基く收支並びに前に外
國保險会社を保險者としていた保
險契約に関する業務に関する財産
及び当該業務に基く收支を、夫と

他の財産及び収支と区分整理しなければならぬ。

東亜火災海上保険株式会社及び前條第三項の保険会社は、同條第一項の業務に基づく収支を、他の収支と区分整理しなければならぬ。

第六條 東亜火災海上保険株式会社及び第四條第三項の保険会社の同條第一項の業務に関する書類には、印紙税を課さない。

第七條 法人税法による所得及び地方税法により営業税を課する場合

における純益の計算については、

協榮生命保険株式会社の旧戦争死亡傷害保険法による保険に関する業務に基づく収入、生命保険における戦争危険の再保険に関する業務に基づく収入及びこれらの業務に因り受けた損失の補償金並びに東亜火災海上保険株式会社及び第四條第三項の保険会社の同條第一項の業務に基づく収入及び当該業務に因り受けた損失の補償金は、夫、その総益金から控除するものとし、協榮生命保険株式会社の旧戦争死亡傷害保険法による保険に関する業務に基づく支出、生命保険における戦争危険の再保険に関する業務に基づく支出及びこれらの業務に因り受けた利益に係る納付金並びに東亜火災海上保険株式会社及び第四條第三項の保険会社の同條第一項の業務に基づく支出及び当該業務に因り受けた利益に係る納付金は、夫、その総損金から控除するものとする。

第八條 第一條第一項又は第三條の

規定により生命保険中央会又は損害保険中央会からその所有に係る有價証券の移轉がある場合においては、有價証券移轉税は、これを課さない。

第九條 生命保険中央会及び損害保険中央会は、主務大臣の指定する日において、解散する。

前項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第十條 生命保険中央会法及び損害保険中央会法は、これを廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十條の規定施行の期日は、政令でこれを定める。

昭和二十二年七月十八日印刷

昭和二十二年七月十九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局